

## 中期目標の期間の終了時の検討について

中期目標の期間の終了時の検討

- 地方独立行政法人法第 31 条では、法人の中期目標期間の終了時において、  
「①当該法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」を行い、その結果に基づき、「②所要の措置」を講ずるものとする」と規定。
- また、上記の検討を行うにあたっては「③評価委員会の意見」を聴かなければならないと規定。

今期（第 2 期）における対応【案】

- 上記の法第 31 条に基づく、今期（第 2 期）の「中期目標の期間の終了時の検討」については、法人の業務を継続させることを前提に、前期（第 1 期）と同様、次期中期目標を定めることをもって実施したものとする。

## 〈前期（第 1 期）中期目標期間における対応〉

法人に業務運営を継続させることを前提に、中期目標期間の最終年度に行う

- ・次期中期目標の策定にかかる検討をもって、上記①の「検討」とする。
- ・次期中期目標の策定をもって、上記②の「所要の措置」を講じたものとする。
- ・次期中期目標の策定過程における評価委員会への意見聴取をもって、上記③の「意見聴取」とする。

## 〈参考：他大学の状況〉

本県を含む公立 8 大学のうち 7 大学が、本県と同様「次期中期目標を定めることにより法第 31 条に基づく検討及び所要の措置を講じたもの」としている。

## 地方独立行政法人法

第三十一条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。